

No	質問	答弁	今後の具体的な取組み
1	市では、どのような知的障がいの理解啓発活動がおこなわれていますか。	市長： 社会福祉法人と共催し「市民福祉フォーラム」と題し講演会やシンポジウムを開催しています。市民の方や事業者、関係者と一緒に考える機会として、障がいに対する啓発を努めているところであります。知的障がいに特化した啓発活動は行っていませんが、この中で知的障がいに関するものも取り上げていきたいと考えています。	福祉介護課：社会情勢や地域のニーズ等を踏まえつつ、市民の方のご要望やご提案を取り入れた、市民福祉フォーラムが開催できるよう、調整を図っていきたいと考えています。
2	当事者、支援団体・事業所、行政機関などが協働し、「新城版啓発活動」を創り上げることができればと考えるが、市としての考えはありますか。	市長： 市の取組みは、シンポジウム等が中心となっていますが、地域の生活に密着し、ニーズに対応できるような理解啓発活動が必要だと考えています。ご家族、支援される方々が参加いただいて、より一層理解を深めるようなきっかけとなる場というのは、是非ともつくりあげていきたいと思えます。	福祉介護課：まずは、新城市地域自立支援協議会において市の答弁内容等を報告させていただき、関係機関へ協力依頼をしていきたいと考えています。また、現在策定作業中である新城市障害者計画において、推進施策の一つとして位置付けることとし、関係機関の協力を得ながら作り上げていきたいと考えています。
3	市のお出かけ講座に、当事者も市の職員と一緒に地域や小・中学校への働きかけをしていける、伝える側としての市民参加型の講座を作ってもらえますか。	市長： これまでの市職員の説明だけのスタイルから、市民の参画を得て、より理解が深まるスタイルに変更できないか検討していきます。市民が講師として参画いただくことで、より理解を深めることにつながる講座を検討していきます。	福祉介護課：ご本人やご家族等からお話いただくことで、市民は障がいというものをより身近に感じるだろうと考えます。「新城版啓発活動」の検討と併せて、進めていけたらと考えています。
再	学校への働きかけもしていきたいと思っておりますが、市としての考えはありますか。	健康福祉部長： 社会福祉協議会の中で、福祉教室があります。実際に車椅子に乗るだとか、実体験を伴った教室をいくつかの学校で対応しています。障がいをお持ちのご本人、ご家族の方、ご支援の方がそこに参画していただくことは、大変にありがたいと思っております。	福祉介護課：現時点では、社会福祉協議会が所管する「福祉実践教室」の活用が現実的だと思われませんが、学校への働きかけとしては様々な方法が考えられます。「新城版啓発活動」及び「お出かけ講座」の検討を進めながら、より良い方法を関係者の皆様と一緒に考えていきたいと思えます。

金田雅子議員

No	質問	答弁	今後の具体的な取組み
1	知的の遅れのない発達障がいを持つ小学校高学年から高校卒業までの子供を取り巻く現状はどういったものですか。	市長： 学校では、特別支援学級に入級する、あるいは通常学級に在籍しながら個別に支援を受ける場合があります。教育委員会の学校教育課に相談員を配置しておりますので、悩み事などありましたらご活用ください。また、昨年の10月に新城市基幹相談支援センターが設置されました。市内の障がいのある方やご家族等の日常生活及び社会生活における相談支援の中核的役割を担う機関です。これらの支援体制の充実を図って行きたいと考えています。	福祉介護課：新城市が委託している基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所（市内4か所）は、お困りの状況をお伺いして必要な支援を行います。また、解決できなかった課題を地域の関係者に届けるなどの役割も担っています。引き続き、知的の遅れのない発達障がいのお子さんも含めた様々な相談をお伺いし、支援活動を行うことで、新城市における相談支援体制の充実を図って行きたいと考えています。
2	言語訓練が小学校低学年で終了してしまうのはどうしてですか。	市長： 市民病院での発達障がいのお子さんの言語訓練は、就学前の方を対象に発達状況に合わせ個別に行っています。就学後の言語訓練は、個別よりも学校での学習や集団行動の中でコミュニケーション能力を高めることが大切であることから、基本的には行っていませんが、就学後でも保護者の方が相談できる体制を整えています。	市民病院：ニーズを把握しながら、体制を維持していきます。
3	市として、今後、小学校高学年以降の発達障がいを持つ子供や、大人へのサポートを充実させる計画はありますか。	市長：障がいのある方を含めて、児童の発達をそれぞれの段階ごと個別の状況に応じて支援する組織・機関である児童発達支援センターの設置を目指すとともに、子育て世代包括支援センターの設置を行い、保護者支援・家庭支援などを始めとする様々な支援ができる体制の構築を図りながら、課題解決に向けて進んでいきます。	こども未来課：平成30年度からこども未来課内に「子育て世代包括支援センター」機能を持たせ、障がいの有無に関わらず継続性と一貫性を持って家族単位での子どもと保護者支援ができる体制を充実させるとともに、発達障がいなどの要因により、引きこもり等となっている概ね40歳までの若者支援にまで拡充を図るよう進めているところです。また平成32年度末までを目標に児童発達支援センターの設置検討を進めていきます。

再	<p>児童発達支援センターのことを詳しく教えてほしい。</p>	<p>健康福祉部長： 現在、おおぞら園におきまして、親子で通所し、日常生活の困難の解消や、よい療育につながるかなど児童発達支援センターの前段階という形で行っています。おおぞら園は、子どもの就学前の部分の内容になるため、今後は、妊娠前、産前から大人になっていく過程の部分で、どのような支援を継続的に行うか、各機関でチームとして支えていったらいいかなど検討する中で、児童の発達支援を進めていく機関になるということをご理解いただきたい。</p>	<p>こども未来課：本市で設置検討を進めようとしている児童発達支援センターは福祉型です。療育等の内容としては、おおぞら園機能である親子通園、重症心身障がい児の居場所作りとしての単独通園、学校やこども園に職員が出向きその子の特性に合った対応が図られるよう助言等を行う保育所等訪問支援などを想定しています。すでに設置検討に向けて庁内関係課職員による県内他自治体の施設視察をしています。また、「新城市こどもの未来応援事業計画」における位置付けに加え、今年度策定の「新城市障害児福祉計画」においても設置を位置付けていく予定です。</p>
再	<p>基幹相談支援センターは、20歳を過ぎてから使えるところと聞いていたが、高校生くらいでも使える施設でしょうか。</p>	<p>健康福祉部長： 市内にお住いの障がいのある方と、ご家族の方の日常生活、社会生活の相談支援をしているところですので、もう少し幅広く考えていただければと思います。 子育て世代包括支援センターとも、今後連携を取りながら、相談支援業務での中核的な役割を果たしていきたいと思えます。</p>	<p>福祉介護課：基幹相談支援センターは、障がいに関する総合相談窓口で、年齢は問いません。お話をお伺いして、適切な支援機関のご紹介等を行います。今後、利用方法などについて広く周知してまいります。</p>

伊藤真由美議員

No	質問	答弁	今後の具体的な取組み
1	中心市街地に、空き店舗や使われていない建物を利用して家賃や管理費などを低額で貸し出す形での金銭的な補助はできませんか。	市長： めざせ明日のまちづくり事業補助金のなかに、女性が新たな起業、創業に一步を踏み出すための支援のためにコミュニティビジネス立ち上げ事業を新しく枠を作り金銭的なサポートを実施しております。また、本年度まちなみ情報センターの一部を改修して、小物などの販売ができるスペースを確保する予定です。チャレンジショップ的にご利用していただくことはできるのではないかと思います。	まちづくり推進課： 今後も、コミュニティビジネス立ち上げ事業を推進していくとともに、地域産業総合振興条例策定の折に実施しました女性へのニーズ調査の結果を踏まえ、効果的な施策が展開できるよう研究を進めてまいります。
2	中心市街地での街の賑わいを目的とした空店舗等の利活用計画はありますか。	市長： 中心市街地の賑わいを目的とした計画は、平成20年度に策定した「新城市中心市街地活性化基本計画」があります。この計画は平成30年度までで、現在改定を準備しています。その中で、起業支援など様々なメニューを検討していきます。	都市計画課： 中心市街地活性化基本計画について、平成30年度中の改定を予定しています。中心市街地に求められる機能と役割を様々な面から検証し、中心市街地の賑わいが継続的なものであるよう検討していきます。

原田彩千子議員

No	質問	答弁	今後の具体的な取組
1	学校に行けない子供達に対し、市や学校ではどのようなサポートに取り組んでいただけますか。	教育長： 学校では、子どもを理解するために定期的に子どもと教師の面談形式で生活相談会を設け、アンケートを実施しています。市では、「あすなる教室」の設置や「子どもサポート相談員」、「しんしろ子どもカウンセラー」を配置し、子どもや保護者の心のケアを行っています。	学校教育課：引き続き、学校では面談・相談の場の設定、アンケートの実施などを通して、子ども理解に努めていきます。そして、家庭と連絡を取り合い、適切なサポートを行います。「あすなる教室」は随時見学を受け付け、個に応じた支援をしていきます。また、「子どもサポート相談員」、「しんしろ子どもカウンセラー」についても、子どもや保護者の心の安定を図るための相談活動を行っていきます。
2	若者議会などで同世代の苦しんでいる仲間のために考え、力を与えることができると思うが、そのような考えはありますか。	教育長： 不登校の子どもや保護者の苦しみを少しでも共感し、和らげることのできる手だてを講じていくことは、大変に重要なことと考えております。社会とのつながりをサポートしたり、社会復帰できるように、同じ境遇にある同世代の人たちによる座談の場を設けたり、保護者同士の交流の場を設けるとか、あるいは地域住民で家族をサポートする組織をつくるなど、さまざまな方法が考えられます。若者議会の皆さんに提案していきます。	<p>学校教育課：個々により抱えている問題は様々であり、非常にデリケートな問題であるので、慎重に考えていきたいと思えます。</p> <p>まちづくり推進課：ご提案をいただき、若者議会で協力できることがあれば若者議会委員の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思えます。</p>
3	不登校の子どもたちなどのために、もっと大きく、ゆったりと、それぞれのペースで、それぞれを認められる周囲の環境や場所を作ることにどうお考えでしょうか。	教育長： 教職員も子どもに寄り添い、ありのままを認め受け入れることに努めています。保健室や相談室、図書室などで個別の場所や、夕方登校など個別の時間で対応することで、徐々に学校生活に適應できるように配慮しています。また、市の福祉部門では「こども食堂」の開設を進めることで居場所づくりを考えています。	<p>学校教育課：学校では、今後もできる限り個に応じた対応ができるよう取り組んでいきます。子どもに寄り添い、保護者と連携を図り、心の居場所づくりに努めていきます。</p> <p>こども未来課：「新城市こどもの未来応援事業計画」にも不登校や引きこもりの子ども・若者の居場所を作る取り組みを位置付けていますので、今後具体的な方法等を検討し、事業化を図っていきます。また、放課後児童クラブの機能を拡充し、こども食堂、学習支援、居場所作りとすることが有効ではないかと考えています。</p>

再	どれほど手を尽くして、手厚いサポートを用意していただいても、その場所に行けない子もいます。その場合は、家庭訪問などのサービスも受けられるということによろしいでしょうか。	教育長： 子どもサポート相談員が家庭訪問します。お母さんをはじめ保護者の皆さんと話し合う中で、信頼関係を築き、次にあすなろ教室へ出かけ、仲間と交流することによって、その良さを知り、自分の気持ちを育んで行くということができると考えます。	学校教育課： 今後も、学校からの要請で「子どもサポート相談員」が相談や対応にあたります。「子どもサポート相談員」が家庭訪問をし、子どもや保護者の心のケアを行います。また、外部機関との繋がりをもたせ、視野を外に向けることで、義務教育終了後も外部機関と相談ができるようにしていきます。
---	--	---	--

星野朱実議員

No	質問	答弁	今後の具体的な取組
1	今年度、作手地区をモデル地区とし、公共交通の体制作りを進めているというのですが、具体的にどう進められていますか。	市長：3月に「新城市地域公共交通網形成計画」を策定しました。この計画を進めていく上で、それぞれの実情にあった公共交通体制を検討していくために、作手地域をモデル地区として実施しています。具体的には、作手地域協議会においてワークショップを開催し、地域にあった公共交通体制や運行方法に検討しています。	行政課：ワークショップを通じ、今年度中に作手地域に合った公共交通体制や運行方法を決定し、平成31年度からの実現を目指し、取組みを加速させていきます。
2	現在のSバス路線を増やすことは可能でしょうか。	市長：鳳来南部地域から吉川経由で新城市民病院へ行く路線を増やす件については、ニーズや費用対効果を確認しながら、利用者、市、交通事業者など地域の関係者からなる「新城市地域公共交通会議」で検討していきます。	行政課：地域からそういった要望があれば、「新城市地域公共交通会議」で検討していきます。
3	高齢者で運転免許証を返納した人に、交通についての特典をつけることはできないでしょうか。	市長：この9月から運転免許証を自主返納された方への支援事業を開始しています。Sバスの回数券、交通安全啓発物品等を交付していますが、自家用車の足代わりになるような補助ではありません。また、公共交通ではありませんが、福祉タクシーの助成や、配食サービス、移動販売車の運行等を行っています。今後も総合的な公共交通対策に取り組んでいきます。	防災安全課：引き続き、高齢者運転免許証自主返納支援事業を継続していきます。 高齢者交通安全サポーター制度（愛知県警）によるタクシーの割引制度（70歳以上1割引き）の周知を行っていきます。
再	作手地区に公共交通に関する市民グループがあるのですか。	総務部長：Sバスを支える会というのが、さまざまな所にあり、以前は作手地域での支える会があったのですが、今は活動が休止状態です。検討する会につきましては、新たに人を募って地域協議会の方々を中心にしたメンバーで話し合っていくという状況です。	行政課：平成20年度に「つくであしがる線を守り育てる会」が発足しましたが、平成24年度を最後に休止してしまった状態です。今後は、今年度ワークショップで検討していただいているメンバーに、引き続き地域のSバスを支えていく市民グループのようなものに移行していただけたらと考えております。

渥美千春議員

No	質問	答弁	今後の具体的な取組
1	市では、和装教育への取り組みに関してどのようにお考えでしょうか。	教育長： 中学校学習指導要領の家庭科の学習で「和装の基本的な着装を扱うこともできる」とされ、浴衣などの和装について調べ着し、和装文化に関心をもって学べるようになってきています。市でも、浴衣を着し帯を締めるといった学習が、一部の中学校で行われています。	学校教育課：今後も、学習指導要領に示されている内容に従って、和装に関して扱っていきます。和装の着装については、学校の実態に応じて実施します。
2	今後、中学校でのゆかたの着装体験授業や指導講師の派遣要請、教材用ゆかたや「きもの読本」の学校準備は検討する可能性はありますか。	教育長： 和服の着付けの指導を行うとなると、なかなか現場の先生方でも難しいところがあります。講師の手配、浴衣等の準備等、条件を整えば各中学校との授業調整の中で積極的に取り上げていきたいと思っております。また、教材用の浴衣やきもの読本については、体験授業の実践の経過を見ながら検討していきたいと考えています。	学校教育課：着付けの授業を行うことは、現場の教員だけでは難しい面があり、地域の方々に講師を依頼しなければなりません。教材用の浴衣や着物読本等については現在のところ各学校に準備することはできないため、講師の先生方と相談しながら学習内容を検討していきたいと考えています。
再	こちらからも何かしらトライしてみたいと思うのですが、市や教育委員会側の窓口、問い合わせはどちらになりますか。 着物の着装について、指導に当たる先生への講習を行うことも可能ですが、どうお考えですか。	教育長： 窓口は、教育委員会の学校教育課の担当指導主事に問い合わせてください。 講師については、外部講師にお願いすることになると思いますが、予算を設けていないため、何とか力添えをいただきたいと思っております。恒例的なものになってきたら、市内全中学校で予算化し学習を進めて行けるように取り計らって行きたいと考えています。	学校教育課：着付け教室、及び教員への着付け指導講習に関して、学校教育課が窓口となります。予算的な措置ができていない状況なので、ご負担をおかけすることが多くなりますが、可能な限り実現に向けて働きかけをします。

No	質問	答弁	今後の具体的な取組
1	八名地区での取組みは、現在市が考えている共育の取組みに合致しているのでしょうか。市の推進する共育の考え方を教えてください。	<p>教育長： 八名地区の取組みは、市の共育の理念と合致しており、市のさきがけ、モデルとして、一層の活動の充実を期待しています。</p> <p>また、市の進める共育は、「学校を拠点に、学校・家庭・地域の皆さんが一緒になって、新城の自然・人・歴史文化の三宝を活かし、共に過ごし・共に学び・共に育つ活動を通して、感動・創造・貢献の喜びを共有し、自他の幸福と地域の元気を築くこと」です。共育活動を通してネットワークを広げていくことは、地域の安全を守り、活力あるまちづくりにつながるものと考えます。</p>	<p>生涯共育課：現在の共育推進は、教育長の答弁のとおり学校を核として、子どもたちを中心に家庭・地域の大人たちが共に過ごし、共に学び、共に育つことを目指しています。</p> <p>しかし、共育の理念は、自分を取りまく人々との関係性（絆）をしっかりと確立し、皆が幸せに暮らせる社会を作っていくことを目指すものと考えています。そのような共育の考え方を確立すべく「新城市共育推進計画（仮称）」の策定を予定しています。</p>
2	共育を推進している市は、八名地域の共育に関する地域活動をどのように受け止めますか。	<p>教育長： 共育は、学校を拠点に地域に根ざしていることが肝要です。八名地区での活動は、学校が主体になって行っていた共育活動を、地域が主体となって共育推進委員会を立ち上げて行うようになったことに意義があり、本物の共育に近付いていくものと受け止めています。</p>	<p>生涯共育課：八名地区では、地域が主体となって共育推進委員会を立ち上げたことに意義があり、今後の地域活動の継続や、発展に期待するものがあります。</p>
3	今の取組みをもっと地域に広げていき、自分たちの手で可能な限り続けていこうと思っていますが、市からの支援が必要になった時、取組みに対する支援はなにかありますか。	<p>教育長： できる範囲での相談・協力・支援をさせていただきたいと思います。</p> <p>共育活動の理念は、八名地区の皆さんが目指しているように、地域の人々による地域のための活動です。その意味で地域自治区において、具体的な活動について検討し必要な予算化を図るようになると、一層共育の輪が広がっていくものと考えます。</p>	<p>生涯共育課：できる範囲での相談・協力・支援をさせていただきたいと思います。</p>
再	休日開放で、様々な講義を行っているが、講師の紹介などしていただけますか。	<p>教育長： 学校教育課の担当指導主事に問い合わせただければ、各学校の共育活動を見て、また各学校で地域先生という方式で多くの講師を招いていますので、ふさわしい講師がありましたら紹介していきたいと思えます。</p>	<p>生涯共育課：学校教育課や各学校が把握している地域先生のほか、生涯学習講座などにお招きした講師の方でふさわしい講師がありましたら紹介させていただきます。</p>

森智子議員

No	質問	答弁	今後の具体的な取組
1	地域協議会の委員の女性の割合はどのくらいですか。	市長：平成25年度に地域自治区制度が始まって以来、述べ1,000人を超える方が地域協議会委員として参加しています。女性の割合は、44名で20.2%となっています。昨年は14.6%でしたので、徐々に増えております。これは、地域自治区予算や、地域計画を作成していくにあたり多くの方からの意見を聞き、反映させていきたいという想いの表れでもあると考えます。	自治振興課：地域協議会の委員の定数は、地域自治区条例により地域協議会ごとに35人以内と定められており、それぞれの地域協議会において委員数及びその構成が決められています。地域自治区制度も5年目を迎え、様々な視点からの意見聴取が必要であるとの考えに変わってきていますので、委員構成を検討するタイミングで女性参画を推進して参ります。
2	地域協議会では、委員以外の意見等を吸い上げるように何か行っていますか。	市長：区長さんからの情報提供・地域要望を聞いたり、子どもたちからの声を聞くために学校に協力をお願いしたり、茶話会を開催するなど、地域協議会ごとに様々行っています。これらの意見から課題を抽出し、優先順位を決定し、次年度の自治区予算などに反映しています。また、市民任用の自治振興事務所長を配置していますので、市民と行政の橋渡しの役割として意見をお聞きしています。	自治振興課：地域計画の策定や見直しの機会に合わせ、行政区要望、地域アンケート、茶話会、グループヒアリング等、意見等を吸い上げる手法を地域協議会において検討し、実施して参ります。
3	「協議会だより」を発行しているが、各家庭だけでなく、市民が目にするところ等に掲示するなど、周知方法を増やす考えはありますか。	市長：民間施設への掲示については、それぞれの民間施設の考え方があると思いますので、調整をしながら、可能ならば積極的に検討していきます。	自治振興課：掲示場所の選定、民間施設との調整、その他Webなどを用いた周知などに向け取り組んでいきたいと思っています。
再	10の地域自治区で、ほかの地区の委員同士が意見交換など、交流の場があるといいと思うのですが、特に女性が交流する場を今後設けることは可能ですか。	企画部理事：各自治区の情報交換の場としては、地域協議会の連絡会があります。正副会長で構成されていて、女性の会長もおり情報交換しております。ご提案の女性だけの意見交換の場ですが、地域自治区をまたいで、あるいは全体でいろいろな議論ができるように前向きに検討していきます。	自治振興課：女性事務所長と開催方法について検討し、各地域協議会の女性委員に投げかけていきたいと思っています。